

使用条件等指定書	
無人航空機の型式	
無人航空機の登録記号	
無人航空機の製造番号	
認証の区分	
無人航空機の種類	
機体認証書番号	
上記の無人航空機の使用条件等を航空法第132条の13第3項の規定により下記のとおり指定する。 記 使用の条件 国土交通大臣	